

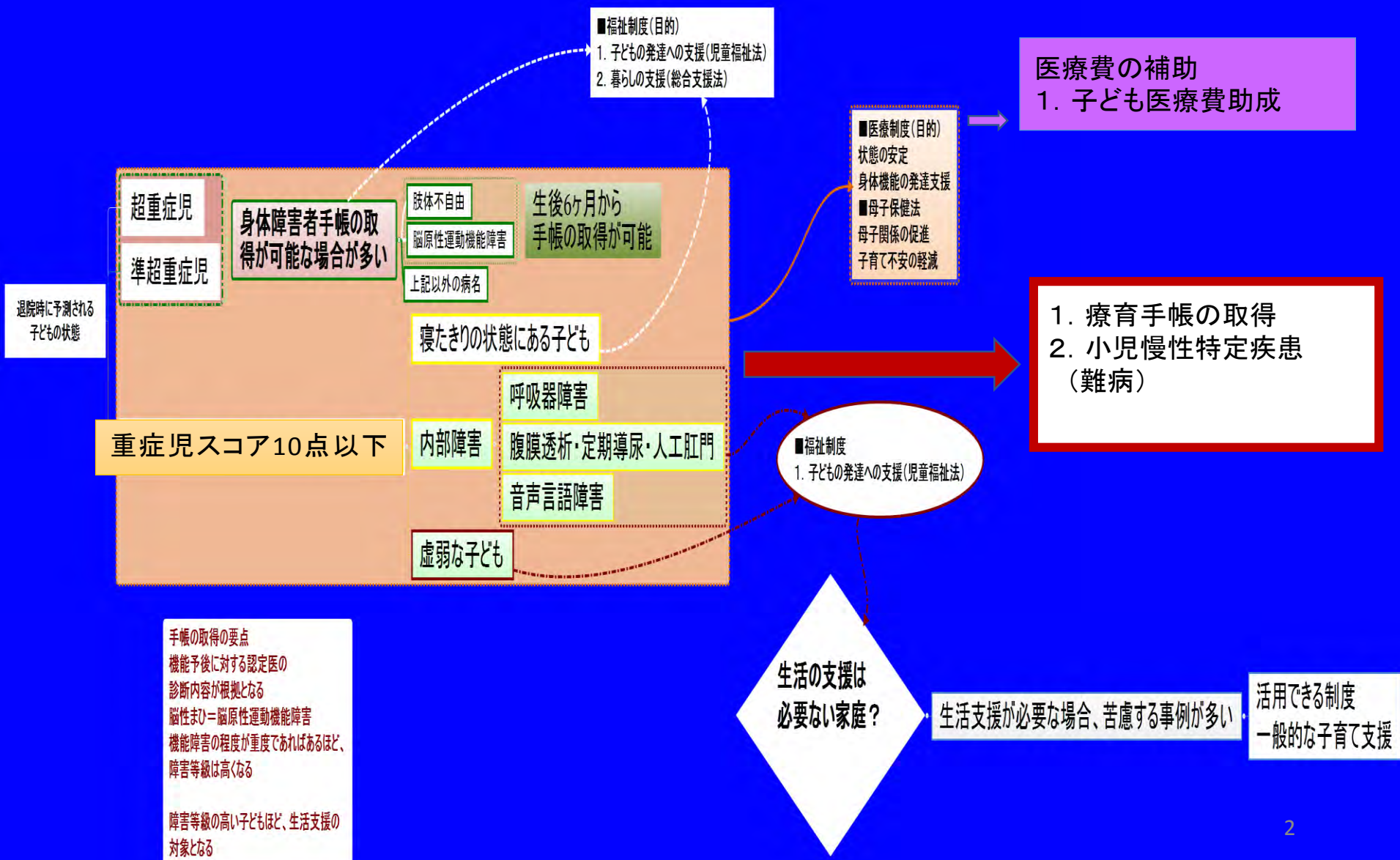
小児在宅移行支援指導者育成研修試行事業における 指導者育成研修の講義資料の掲載

6月30日(金)11：10～12：10

講義「医療的ケアを必要とする子どもの成長発達に
応じて必要な保健・医療・福祉制度」

資料の一部を講師に許可を得て掲載しています。

子どもの状態で優先される制度は異なる



状態を考慮した 制度活用の基本的な考え方

- 知を育むとは
探索行動
- 意を育むとは
意思を表明する行動
例: イヤイヤ行動

在宅移行期～退院後8ヶ月程度
優先: 医療制度(看護・リハビリテーション)
状態の安定・心身機能への支援が必要な時期

退院時に予測される
子どもの状態

超重症児
準超重症児

姿勢の目標: 座位

主たる看護の要点: 呼吸・排泄・栄養
関節・筋肉硬縮・骨折への配慮

発達支援の要点
呼吸・消化機能の発達の促進
粗大・微細運動の獲得

知・意を育む
社会とのつながり

重症児スコア10点以下

姿勢の目標
立位を目指した安定した
座位保持立位

主たる看護の要点: 栄養・排泄・活動・睡眠

発達支援の要点
知・意を育む
生活動作の獲得
体力の向上(虚弱な子どもが多い)
社会とのつながり

在宅移行期～退院後8ヶ月程度
状態が安定していれば、すぐに発達支援が可能
児童福祉法: 発達支援センターへの通園
保育所入所
障害児訪問保育

制度へアクセスするための ヘルスアセスメントの視点

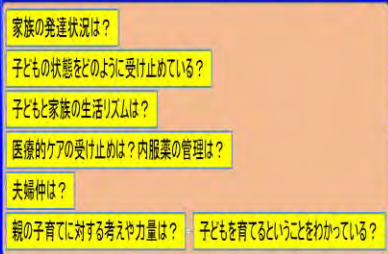
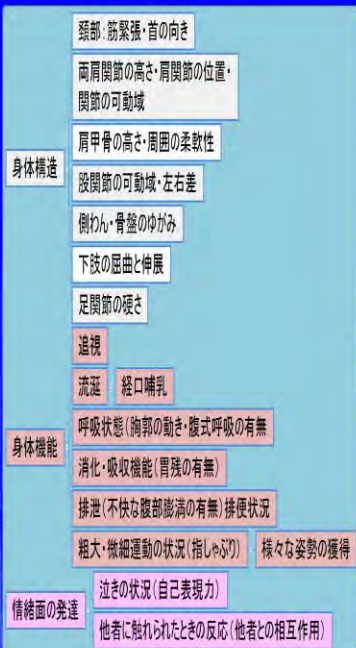
退院前

超重症児

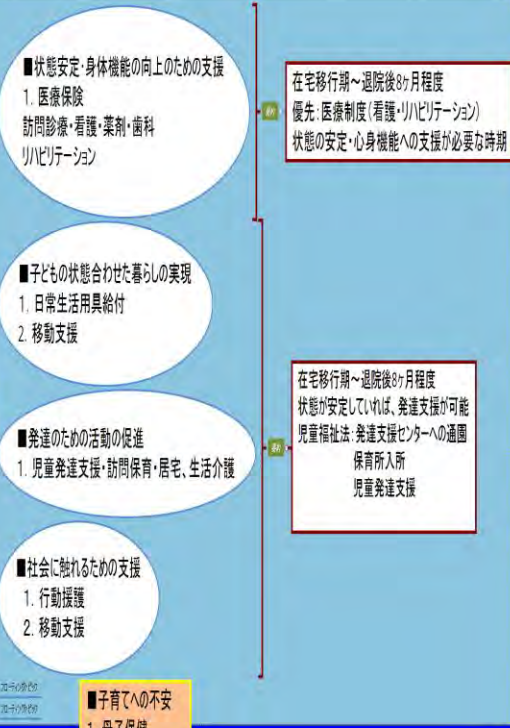
準超重症児

重症児スコア18点以下の状態にある子ども

子どもと家族の状況を見る視点



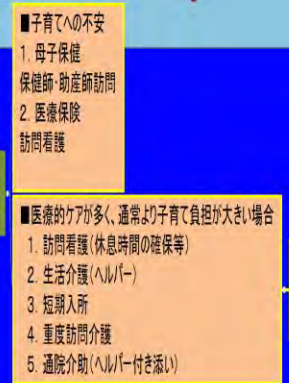
子どもの成長と発達のためのアセスメント



在宅移行期～退院後8ヶ月程度
優先: 医療制度(看護・リハビリテーション)
状態の安定・心身機能への支援が必要な時期

在宅移行期～退院後8ヶ月程度
状態が安定していれば、発達支援が可能
児童福祉法・発達支援センターへの通園
保育所入所
児童発達支援

家族の機能を維持し、育児ができるためのアセスメント



在宅移行期は手厚く、徐々に支援を減らしていく
要点: 漫然とサービスを継続しない
家族機能の維持・向上